

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	菅野 修一郎	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	公害規制費（28-01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。				
対象者等	区民、事業者等				
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置する時は、事前に工場認可申請あるいは指定作業場設置届出を行うことが必要である。 また、「特定建設作業の届出」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>				
経過	<p>昭和44年4月「公害課発足」、同年7月「東京都公害防止条例」公布。</p> <p>昭和45年4月「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される）</p> <p>平成13年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。</p> <p>平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。</p>				
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に対し、公害発生源者に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	783	505	711	716	1,076	1,149	875	
決算額（21年度は見込み）	606	234	566	586	976	900	875	
人件費				56,016	44,710	33,715		
【事務分担量】（%）				800	645	455		
合計（+）	606	234	566	56,602	45,686	34,615	875	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	154	164	126	121	134	119		
一般財源	452	70	440	56,481	45,552	34,496	875	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	工場認可件数	15	16	24	11	16	14	
	工場等現場立入調査回数	240	309	483	671	451	201	
	公害発生に対する苦情件数	103	125	177	190	212	171	
	各種届出受付件数	549	575	616	643	700	496	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
一般需用費	公害規制用消耗品	236		222		402	
一般需用費	測定機器修繕	0		0		60	
委託料	測定機器法定点検	50		151		144	
備品購入費	振動計	690		70		269	
				456			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	工場完了届提出率	64% (7/11)	60% (9/15)	93% (13/14)	—	100%	工場認可後の認可件数に対する完了届提出率を高める

(問題点・課題)	<p>最近の苦情相談では、法令等で単純に規制できない内容のものがある。 例：ドバトへの餌やり行為に対する苦情、マンション等同一建物内の騒音など生活騒音に関する苦情、空き地の雑草等の管理の方法に対する苦情など。 また、マンション建設工事等の反対に起因する苦情等、解決までの期間が長期にわたる例もでている。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
上記の問題点に対して、環境課だけではなく、関係各課と問題を共有化し、連携して苦情の早期解決を図っていく。	苦情の早期解決により、区民の満足度が高まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	渡邊 恵男	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	大気汚染対策費（28-01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠	環境基本法、大気汚染防止法、ダイオキシン類	
終期設定	有 無	年度	法令等	対策特別措置法	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現「07」			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。 ・ 光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。 ・ 光化学オキシダントや浮遊粒子状物質などの大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、低公害車の導入促進、自動車の使用抑制やエコドライブの徹底などの啓発を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民 ・ 自動車を保有・管理している各所管課 				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する。） 測定項目：光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄など9項目 区内の測定地点：第六瑞光小学校屋上 2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 調査項目：浮遊粉じん、鉄、亜鉛、鉛、発がん性物質の多環芳香族炭化水素など11項目、年6回 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上 3 酸性雨調査（一雨ごとに調査） 調査項目：水素イオン濃度、塩素イオン、硝酸イオン、硫酸イオンなど6項目 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上 4 眺望調査（大気汚染状況の把握のために、土・日・休日を除く毎朝調査している。） 調査対象：富士山、新宿超高層ビル群など、遠近7カ所を対象 調査地点：区役所8階 5 光化学スモッグ対策 光化学スモッグ情報などの発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区内全域に対しては防災無線などで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはファクシミリで通報することにより、被害の発生を未然に防ぐ。 6 区役所所有の低公害車導入率調査及びその啓発。 7 ダイオキシン類の情報収集。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止 2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 S46～6カ所（直営）、H5～3カ所（委託）、H12～1カ所（委託） 3 酸性雨調査 H6～ 4 眺望調査 H8～ 				
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 大気汚染状況の把握、2 浮遊粉じん及び金属成分等調査については、(株)東京環境測定センター(荒川区)に全部委託した。(21年度委託料 607(千円) 年6回) 3 酸性雨調査(直営)、4 眺望調査(直営)、5 光化学スモッグ対策 直営(常勤+非常勤)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	2,933	5,831	2,211	1,661	1,440	1,214	1,513	
決算額（21年度は見込み）	2,458	5,793	1,430	1,167	1,015	804	1,513	
人件費			10,672	14,243	6,770	5,333		
【事務分担量】（%）			160	210	115	95		
合計（+）	2,458	5,793	12,102	15,410	7,785	6,137	1,513	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,458	5,793	12,102	15,410	7,785	6,137	1,513	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	窒素酸化物の常時測定	H9年度末廃止	-	-	-	-	-	-
	浮遊粉じん・酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	一般需要費	調査用器具及び薬品	55	調査用器具及び薬品	47	調査用器具及び薬品	79
	一般需用費	備品等修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	30
	委託料	浮遊粉じん等調査委	960	浮遊粉じん等調査委	757	浮遊粉じん等調査委	1,074
						備品購入	330

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (23年度)	
環 境 標	環境基準達成状況 (二酸化硫黄 SO ₂)						: 環境基準達成 x: 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (一酸化炭素 CO)						: 環境基準達成 x: 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (浮遊粒子状物質SPM)						: 環境基準達成 x: 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (二酸化窒素 NO ₂)						: 環境基準達成 x: 環境基準未達成
	環境基準達成状況 (光化学オキシダントOx)	×	×	×			: 環境基準達成 x: 環境基準未達成

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 都内における現在の主な大気汚染の原因は、自動車からの排出ガスである。については、あらゆる機会をとらえて、低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。 大気汚染調査を行う義務は、原則として特別区にはないが、大多数の区が各種の大気汚染調査を実施している。
他区の実施状況	（実施区 未実施区） 平成19年度実績 ・区独自の大気汚染常時監視局設置 実施 20区 未実施 2区 荒川区は未実施（H9年度廃止） ・粉じん中の重金属調査 実施 7区 未実施 15区 荒川区は実施 ・酸性雨調査 実施 8区 未実施 14区 荒川区は実施

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
継続して各種調査などを実施し、区内の大気汚染状況を把握し、調査結果を速やかに公表して啓発を行う。	区民の大気環境への関心を高めるとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの削減が期待できる。
低公害車の導入や自動車の利用抑制及び適正管理などについては、庁内各所管課や区民などに対し、あらゆる機会を捕らえて啓発を行う。	大気汚染物質や温室効果ガスの削減を図ることができる。
区独自の大気汚染常時測定については、大気汚染防止法第22条で都道府県の事務と規程されている。したがって特別区に測定局設置及び測定の義務はないが、荒川区が設置することの可能性について引き続き検討する。	大気汚染物質常時監視測定局の適正配置につながる可能性がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	環境交通の街づくりを荒川区から発信し、他自治体と連携して課題解決を図る必要がある。

(状況) 議会要旨	<ul style="list-style-type: none"> 都内の大気測定局数について（19年3定）
-----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	水質汚濁対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土民雄
		担当者名	河合 功	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	水質汚濁対策費(28-01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	46年度	根拠	環境基本法、水質汚濁防止法、隅田川水系浄化対策連絡協議会規約、全国川サミット連絡協議会会則
終期設定	有 無		年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、公共用水域（隅田川）の水質状況を調査・把握する。隅田川の流域9区による水質浄化や水辺環境保全に向けた合同水質調査や啓発を行う。				
対象者等	隅田川水系周辺に居住する住民				
内容	<p>1 隅田川の水質調査 調査項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、塩化物イオンなど 調査地点：尾竹橋・年12回、小台橋・年2回 平成20年度の尾竹橋における調査結果は、溶存酸素の環境基準達成率91.7%（11/12）、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率100%（12/12）であった。</p> <p>2 隅田川の底質調査（環境基準はない） 調査項目：鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニルなど16項目 調査地点：尾竹橋・年1回</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 本協議会は、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川流域自治体（荒川、中央、台東、墨田、江東、北、板橋、練馬、足立の9区）が合同で、隅田川水系水質浄化及び水辺環境向上を目的に活動している。活動内容は、合同水質調査（年2回）、合同視察、講演会の開催、情報交換などである。</p> <p>4 全国川サミット連絡協議会 一級河川名を名にする市区町村他を会員として、全国の川と流域との係わりや次代に向けてのより良い川との共生の方向を探り、川を利用したイベントを行い、川の理解を深め啓発普及を図る。</p>				
経過	<p>1 隅田川の水質調査 白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各12回の調査を実施していたが、平成10年から2地点、年12+2回に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>2 隅田川の底質調査 平成2年度に白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各1回で調査開始したが、平成10年度から尾竹橋1地点に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 流域9区の相互協力により昭和53年度に発足し、以降、毎年活動を実施している。</p> <p>4 全国川サミット連絡協議会 平成4年に発足し、以降、イベントを毎年一回実施している。平成19年第16回全国川サミットin荒川（開催地：江戸川区）から参加している。</p>				
必要性	区民の健康を守り、隅田川の水質浄化及び水辺環境向上及び環境保全への意欲の増進のため、調査など事業の継続が必要である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託先：株式会社 東京環境測定センター（荒川区） 委託料：212千円				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	921	923	931	1,243	1,431	1,155	1,029
	決算額（21年度は見込み）	907	879	739	726	681	855	1,029
	人件費			5,694	6,456	4,758	4,723	
	【事務分担量】（%）			95	90	70	70	
	合計（+）	907	879	6,433	7,182	5,439	5,578	1,029
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	907	879	6,433	7,182	5,439	5,578	1,029
	実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	隅田川水質調査 尾竹橋水質・底質	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回
	小台橋 水質	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	計 水質・底質	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	水質調査用消耗品	44	水質調査用消耗品	87	水質調査用消耗品
	印刷製本（隅田川パン	231	印刷製本（隅田川パンフ）	311	印刷製本（隅田川パンフ）	301	
委託料	水質検査分析委託	306	水質検査分析委託	283	水質検査分析委託	439	
旅費			川サミット参加旅費	73	川サミット参加旅費	129	
負担金	全国川サミット参加	100	全国川サミット参加	100	全国川サミット参加	100	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	尾竹橋における生物化学的酸素要求量(BOD)達成状況						: 環境基準達成 x : 環境基準未達成
	隅田川水系浄化対策連絡協議会（活動回数）	8	8	8		8	・ 合同水質調査 ・ 定例会、実務担当者会
	全国川サミットに参加		参加	参加	参加予定	参加予定	21年度開催地：秋田県横手町

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和60年度から協議会合同で隅田川浄化のための啓発用パンフレットや手帳等の作成・配布事業を継続してきたが、平成15年度からは各区独自に行うことになった。このため、平成18年度以降は荒川区独自で啓発パンフレット「わたしたちの隅田川」を作成し、区内全小学3年生に配布した。今後は、さらに内容の充実を図る必要がある。 ・ 都は、小台橋・白鬚橋・両国橋等において毎月水質調査をおこなっており、特に小台橋は環境基準点になっている。これらの調査結果を速やかに区民へ周知し隅田川の水質に関心を持ってもらう必要がある。 ・ 隅田川水系浄化対策連絡協議会は、昭和53年度に発足し30年経過した。要請行動は、平成16年度より行っていないが、各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	
	<p style="text-align: center;">改善により期待する効果</p>	
	<p>水質調査を継続し、都の測定結果などと比較検討することで、隅田川の水質状況を把握する。また、調査結果を速やかに公表し啓発を行う。</p>	<p>隅田川の水質の現状把握が図れる。水辺に親しむための情報発信となる。</p>
	<p>隅田川啓発パンフレット「わたしたちの隅田川」の内容を、より充実したものとしていく。</p>	<p>隅田川を通して環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進を図る一助となる。水辺に親しむための情報発信となる。</p>
	<p>隅田川水系浄化対策連絡協議会9区の連携を強くして活動できる抜本的な検討をする。</p>	<p>より効果的な隅田川の浄化対策が図れる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	川でつながる他自治体と連携して河川の浄化をするとともに、良好な河川環境の保全・創作を進め、区民の環境意識の高揚を図る必要がある。

議会議決 （要旨）	なし
--------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	騒音・振動対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	小山 丈晴	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	騒音・振動対策費(28-01-08-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠法令等	環境基本法、騒音基本法、振動規制法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、道路及び鉄道（新幹線・在来線）の騒音・振動及び交通量の実態を把握する。				
対象者等	区民				
内容	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点などにおいて調査を実施し、実態を把握するとともに調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、背後地の状況 騒音と交通量の測定時間は24時間。 平成19年度調査地点：尾竹橋通り(東日暮里3丁目)、小台通り(西尾久1丁目)の2地点。 平成19年度の調査結果は、尾竹橋通り、小台通りともに環境基準を達成した。平成20年度調査地点は、尾竹橋通り、尾久橋通りの2地点の予定。</p> <p>2 道路交通騒音・振動調査 調査項目：騒音、振動、交通量 騒音と振動の測定時間は、原則として96時間。 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り(2地点)、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点。 平成19年度の調査結果は、尾竹橋通り(昼間)2地点、日暮里中央通り(昼間)を除いて、環境基準を超えた。</p> <p>3 新幹線鉄道騒音調査 調査時期：3年ごとに実施 平成17年度に新幹線鉄道騒音調査を実施し、次回は平成20年度の予定。</p> <p>4 在来線鉄道騒音調査 必要に応じて、京成線や常磐線などの調査を行う。</p>				
経過	<p>自動車騒音の常時監視 H15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、H元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>新幹線鉄道騒音調査 S60・61年度、H2・5・8・11・14年度及びH17年度に実施した。</p> <p>在来線鉄道騒音調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、H16年度に京成線、</p>				
必要性	区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。				
実施方法	<p>(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>自動車騒音の常時監視 全部委託 委託料(予算額) 1,500千円</p> <p>道路交通騒音・振動調査 新幹線鉄道騒音調査 在来線鉄道騒音調査 直営</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		3,205	2,719	3,045	3,142	2,204	1,600	1,548
決算額(21年度は見込み)		3,095	2,094	2,078	1,495	1,203	1,600	1,548
人件費				11,874	7,310	5,185	6,147	
【事務分担当】(%)				145	100	75	90	
合計(+)		3,095	2,094	13,952	8,805	6,388	7,747	1,548
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		3,095	2,094	13,952	8,805	6,388	7,747	1,548
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	自動車騒音の常時監視	開始	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	道路交通騒音・振動調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	新幹線鉄道騒音調査			実施				実施

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	自動車騒音振動調査	12	自動車騒音振動調査	12	自動車騒音振動調査	15
	一般需用費	消耗品購入	19	消耗品購入	16	消耗品購入	41
		物品修繕	6	自動車騒音常時監視	966	物品修繕	60
	委託料	自動車騒音常時監視	1,166	騒音計点検	51	自動車騒音常時監視	1,281
						騒音計点検	151

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	自動車騒音環境基準達成状況	昼:2/7 夜:0/7	昼:3/7 夜:0/7	昼:2/7 夜:0/7		昼:7/7 夜:7/7	分子：達成地点数 分母：調査地点数（7地点）
	常時監視環境基準達成率	昼100 夜86.1	昼99.4 夜97.7	昼100 夜100		昼:100 夜:100	評価範囲内の住宅のうち、環境基準を達成した住宅の割合（単位：%）

（問題点・課題分析）	<p>日暮里駅総合改善事業（平成21年度竣工予定）に伴い、西日暮里2丁目など日暮里駅付近の京成線の大規模工事が行われている。</p> <p>要請限度を超過している道路はないが、環境基準を超過している道路が昼間4地点、夜間全地点である。</p>
他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>自動車騒音の常時監視 実施 22区</p> <p>道路交通騒音・振動調査 実施 22区</p> <p>鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区 荒川区は実施予定</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	自動車騒音の常時監視の調査を行うために適切な区間を選定し、調査を実施する。	法の趣旨に沿った、適切な調査が実施できる。
	区内7地点の道路交通騒音振動調査を実施する。	騒音対策を講じるための基礎資料となる。
	日暮里駅総合改善事業竣工後、必要があれば騒音調査を実施する。	騒音対策を講じるための基礎資料となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	公害の発生原因や苦情の背景を分析し、課題解決を図る必要がある。

況議 （要 質 問 状）	なし
--------------------------	----

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	菅野 修一郎	内線	内線483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	特殊有害物質処分費(28-01-09-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
終期設定	有	無	22年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。				
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物				
内容	<p>PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること、並びにわが国においてPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、PCB廃棄物の保管、処分等について、特別措置法による規制が行われた。</p> <p>（特別措置法の概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の処理計画の策定 ・PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出 ・法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分 <p>これにより、区のPCB廃棄物の処分は、平成18年度に一括処理を予定していたが、処理施設の事故等により、処理予定が変更され、平成19年度、平成20年度にそれぞれ1/2の処理を予定していた。しかし、平成19年度の日本環境安全事業㈱の説明会（8月3日実施）で平成19年度の処理ができなかった。平成20年度になって高圧コンデンサ17台を処分した。</p> <p>（参考）区で保管しているPCB：トランス・コンデンサ類 1,312kg 安定器 6,920kg</p>				
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台（362kg）を処分</p>				
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>当初予定 ・特殊有害物質運搬費（予算：役務費 1,000千円） ・特殊有害物質処分費（予算：委託料11,000千円） 委託先：日本安全事業㈱（100%政府出資）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額				43,200	21,600	12,000	10,400	
決算額（21年度は見込み）				0	0	9,378	10,400	
人件費					0	2,965		
【事務分担当】（%）					0	35		
合計（+）	0	0	0	0	0	12,343	10,400	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	12,343	10,400	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	PCB廃棄処分					未実施	実施	実施

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	特殊有害物質運搬費	0	特殊有害物質運搬費	210	特殊有害物質運搬費	1,000
	委託料	特殊有害物質処分委託	0	特殊有害物質処分委託	9,169	特殊有害物質処分委託	9,000
						PCB定量分析	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	P C B 廃棄物の区保管量（kg）	8,594	8,594	8,594	8,232	0	P C B 廃棄物の保管全量を20年度、21年度、22年度で処分する。

（問題点・課題）	<p>P C B 廃棄物処分事業者が日本環境安全事業(株)（100%政府出資）1社であり、事故等により、現計画どおり処分が進捗しない可能性がある。</p> <p>平成20年度の処分は、旧道灌山中学校、旧真土小学校に保管している、高圧コンデンサ17台（362kg）を処分委託した。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施区 未実施区）</p> <p>処分事業者が1社であるため、他の22区も同様の状況である</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成22年度に高圧コンデンサのすべてを処分する。安定器については、処分事業者の受入れが可能となり次第処分を進めていく。	
安定器の処分時期が未確定のため、漏洩事故防止のため、保管方法の検討を行う。	安全の確保（危害防止、漏洩防止）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	特別措置法に基づき、適切に処理する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	松土 民雄
		担当者名	菅野 修一郎	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	生活環境審査会運営費（28-01-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠法令等	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	環境配慮活動の推進[07-01]			
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。				
対象者等	区・区民・事業者等				
内容	<p>・区は「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行した。この条例は、区民等に対し、健康で快適な生活を阻害する行為の防止について必要な事項を定めたものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">条例の適用図</p> <p>被害が発生している周辺住民からの申出 ↓ 区が実態調査し、必要がある場合には、荒川区生活環境審査会の意見を聴いた上で立ち入り調査を行う 立ち入り調査の拒否、虚偽の回答等をした時は罰金 ↓ 実態調査や立ち入り調査の結果、区が周辺住民の生活環境に係る被害を防止する必要があると判断したとき、勧告を行う ↓ 勧告に従わない時は、期限を定めて命令を出すために審査会意見を聴く ↓ 期限を定めて命令をだす。命令に違反した時は、警察に告発する</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより不良状態を生じさせることを禁止します。</p> <p>給餌による不良状態とは、次の三つの条件がそろった状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に係る被害が生じていること ・複数の住民から苦情の申出があること ・周辺住民の間で被害の発生が共通認識になっていること <p>廃棄物等による不良状態の禁止 土地または建築物を所有し、占有し、または管理する物は、その土地等を廃棄物等による不良状態にすることを禁止します。</p> </div> </div>				
経過	平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置				
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。				
実施方法	1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額							1,101	
決算額（21年度は見込み）								
人件費								
【事務分担量】（％）								
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬					審査会委員報酬	507
	特別旅費					委員会出席者旅費	38
	食糧費					審査会賄い（お茶等）	9
	一般需用費					迷惑防止ポスター印刷	374
	役務費					会議テープ反訳	173

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	健康で快適な生活環境を守るため、「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行となった。この条例の運用等による迷惑行為の解決が課題である。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	迷惑行為への対応は、環境清掃部だけでなく、都市整備部、土木部、区民生活部、福祉部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。	問題の共有化が進み、早期解決が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	重点的に推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

議会議決 （要旨）	20年3定 条例（案）を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
--------------	--